

第3章 現代的課題と学校教育

1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

(1) 国の動向

令和3年1月『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が中央教育審議会より示された。「個別最適な学び」と「協働的な学び」それぞれの学びを一体的に充実させた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められている。

ア 個別最適な学び

「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念である。学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、ICTを適切に活用した学習活動の充実を図ることの重要性が示されている。

また、GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要とされている。その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、子供たちに必要な力を育むことが求められる。

イ 協働的な学び

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら学習を進めることが大切である。また、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な

社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせ、よりよい学びを生み出すという視点をもつことが大切である。

(2) 県の取組

ア 全国学力・学習状況調査結果の分析
千葉県では、その調査の結果とともに、県独自に作成、配付している分析ツールを活用して明らかとなった指導上の課題を踏まえ、学校における指導の改善を図るため、様々な施策を展開している。

イ 授業改善に向けて

令和2年度から、ちばっ子「学力向上」総合プランに基づき、「自ら課題を持ち、多様な人々と協働し、粘り強くやりぬく子」「子供と社会の変化を捉え、自立的に学ぶ姿勢を持ち、授業を工夫する教員」の視点に立って、学力向上のための事業を展開している。

（各事業等における実践事例や成果物等は、千葉県教育委員会ホームページ「明日からの指導に役立つCHIBAの学力向上施策一覧～千葉のいちばん星～」を参照）

《参考・引用文献》

・『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」文部科学省令和3年1月26日

2 グローバル化に対応した教育に関すること

(1) 「グローバル化」とは

「グローバル化」とは、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、

他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象ととらえることができる。

グローバル化によって、産業が生まれて労働力の需要が高まったり外国の文化や製品が入って来たりして、一般に開発途上国では生活水準の向上が見られる。一方で、特に先進国間で競争が激しくなり、知的財産の流出や産業の空洞化、格差の拡大が進む。プラス面でもマイナス面でも相互依存関係が緊密になり、他国における政治や経済の変化が自国に影響を及ぼす。市場に任せきりにするのではなく、国際機関がグローバル化を適切に管理する必要があるといわれている。

学校現場では、外国籍の児童・生徒が増加している。日本語の指導や生活習慣やものの見方や考え方の違いなどどう対応するか、異文化をもつ児童・生徒の受入れ態勢の整備が急がれる。

このような状況の中で児童・生徒が生きていくために、私たちはどのように関わっていくべきだろうか。

(2) グローバル化時代に必要な資質・能力

グローバル化の進展によって他国の人々に関わる機会が増えていく。対等にわたり合いともに発展していくためには、異文化や多様性を受け入れる寛容さ、日本人としてのアイデンティティー、世界的視野をもち、コミュニケーション能力と語学力を生かして自分の考えや意見を発信しつつ他者の言葉にも耳を傾け、よりよい方向を探り協働的に問題解決することが求められる。

(3) グローバル化に対応した教育

児童や地域の実態、当人の思いやその国の習慣等を総合して、認め合える活動を準備すべきである。これからは、個人を尊重し多様性に価値をおいた学級

経営が前提となる。学習の中では、コミュニケーションを中心に据えた課題発見、協働的な問題解決を位置付けていくことが大切である。

日本、アジアにとどまらず世界に目を与える経験が要る。貧困、紛争、難民など地球規模の問題をとらえ、その解決に向けたE S D (持続可能な発展のための教育)やSDG s (持続可能な開発目標)で掲げている「持続可能性」の観点をもたせたい。

なお、参考までに「国際教育」(文部科学省)、「開発教育」(開発協力大綱 閣議決定)を紹介する。

国際教育 国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育

開発教育 学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相および我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うための教育

3 説明責任に関すること

保護者や地域住民等の期待やニーズが多様化する現代において、学校として説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進するためには、学校が家庭・地域に対し積極的に情報を提供することが求められている。学校が自ら点検及び評価を行い、その結果の公表など積極的な情報公開を行うことは、平成14年4月に施行された小学校設置基準等により規定された。

その後、平成19年の学校教育法、学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者へ

の報告に関する規定が新たに設けられた。したがって、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって児童生徒の健やかな成長を図っていくためには、教育活動その他の学校運営の状況について自己評価・学校関係者評価等を適切に実施し、その結果の公表により説明責任を果たすとともに、それに基づいて教育活動の改善を図っていくことが必要である。

4 県民活動に関すること

(1) 県民活動の必要性

近年、少子高齢化の進行や個人志向の高まりなどにより、地域コミュニティの機能が低下している中、地域社会においては、複雑かつ多岐にわたる課題が山積しており、地域活力の維持・向上に向けた取組が必要である。

そうした中、ボランティア活動や市民活動団体（NPO）の活動など、県民の自発的な社会貢献活動である「県民活動」の重要性は年々高まっている。なお、より一般的な用語として「市民活動」があり、市民活動に関して都道府県域を意識した用語を「県民活動」としている。

欧米では、古くから教会などを中心に慈善活動が盛んであり、多くの市民が、福祉、環境、教育など様々な分野でボランティア活動に参加してきた。また早くから自分たちで市民活動団体を組織し、必要に応じて法人格を取得して、行政とは異なる先駆的かつ柔軟な手法で活動を展開してきた。

一方、日本では、篤志家による慈善活動に加え、広くは地縁共同体における相互扶助的な活動が主となっていたが、高度成長期を経て生活が豊かになった1980年代頃から多くのボランティア団体が誕生し、ボランティア活動が広まってきた。

その後、平成7年の阪神・淡路大震災に際して、被災者支援に多くのボランテ

ィアが活躍し、日本人の多くがボランティアに注目したことから、この年は「ボランティア元年」と呼ばれている。このとき、市民活動団体が簡易に法人格を取得する制度の必要性を痛感した関係者は国会に働きかけ、平成10年3月に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が、議員立法により制定された。

地域課題を解決し地域の活力を維持・向上させるためには、共生・共助の精神の下、県民一人一人が様々な地域課題を自分のこととして捉え、主体的・自発的に取り組むとともに、地域を担う多様な主体（地域住民をはじめとする、市民活動団体、中間支援組織、地縁団体、社会福祉協議会、学校、企業、行政）が連携・協働して取組を展開していくことがますます重要となっている。

このため、本県においても、県民活動への理解と参加の促進、市民活動団体の基盤強化、協働による地域づくりの推進などに取り組んでいる。

(2) NPOについて

NPOは「Non-Profit Organization」の頭文字をとった言葉で、直訳すると「非営利組織」または「非営利団体」となる。「市民の自発性に基づき、地域や社会の課題解決のために自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体」を指す言葉として一般に使われており、「市民活動団体」とも呼ばれ、法人格の有無や活動の種類は問わない。

また、狭い意味では「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき、所轄庁に認証された「特定非営利活動法人」のみとして使われることもある。

一方広い意味では社会福祉法人や公益法人を含めた意味で使われることもある。

「特定非営利活動法人」は、『保健・福祉、まちづくり、社会教育、文化、環

境保全、国際協力など特定の 20 分野において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動』を行うことを主たる目的とし、営利を目的とせず、10 人以上の社員がいること、政治活動や宗教活動を主たる目的としないことなど N P O 法で定められた条件を満たしている必要がある。

また、「特定非営利活動法人」は、自らに関する情報をできる限り公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきとの考えから、法人が提出した事業報告書等は所轄庁において一般に公開されるとともに、内閣府のホームページにも掲載される。事業報告書等の提出状況や内容から信頼できる法人であるか否かを見極めることが重要である。

なお、N P O と似た言葉で「N G O」がある。「N G O」は「Non-Governmental Organization」の頭文字をとった言葉で、直訳すると「非政府組織」または「非政府団体」となる。

日本では、国際交流や国際協力の分野において、政府ではなく市民の立場で活動している団体の意味で用いられている。

5 著作権に関すること

(1) 著作権の概要

著作権とは、小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラムなどの著作物を無断使用から護るために著作物を創作した者(著作者)に与えられる権利で、著作物を創作した時点で権利を付与される。したがって、それらの著作物を利用する場合、原則として著作者の了解(許諾)が必要となる。

著作者の権利には、人格的利益を保護する「著作者人格権」(無断で公表・改変等されない権利)と、財産的利益を保

護する「著作権(財産権)」(無断で複製・上演等されない権利)がある。

また、著作権の保護期間は、著作物を創作したときから、著作者の死後70年である。

(2) 学校等における例外措置

著作権法は、学校等の教育機関において、その公共性から例外的に著作権者の了解を得ることなく一定の範囲で著作物を自由に利用することができる以下のような例外を定めている。

《例外として著作権者の了解なしで利用できる場合》

ア 学校の授業における複製またはインターネット送信を行う場合

【具体例】(○は適用可、×は適用不可)

○教員が授業で使用するために、新聞記事などをコピーして児童生徒に配付する場合

○授業に必要な教科書などの文章・図を資料にまとめ、児童生徒のみ利用できるクラウド・サーバにアップロードする場合

○インターネットでつないだ遠隔合同授業(同時中継)で他の会場に送信する場合

×教員や児童生徒が、販売用のドリル教材などをコピーして配付する場合

×教員がソフトウェアなどを児童生徒が使用する複数のパソコンにコピーする場合

×教科書の解説授業を学校のホームページにアップロードし、誰でも見られる状態にする場合

イ 試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配付する場合(オンライン試験を含む)

○小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合

×入学試験の終了後、その試験問題をホームページに掲載し、送信する場

- 合
- ウ 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合
- 教員が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を比較して解説するための素材として発行された記念文集の作品の一節を「引用」して使う場合
- 地域産業の歴史について調べている児童生徒が、自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部を「引用」し、自らの考えを補強する場合
- ×小説の感想文の結論部分に、他の雑誌に載っていたその小説に関する評論文をそのまま使う場合
- エ 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合
- 文化祭などでブラスバンド部の演奏や演劇部の演劇を行う場合
- ×音楽や劇の鑑賞の料金を取る場合
- ただし、上記の適用可の例においても、その事例ごとの条件を満たしている必要がある。
- 例えば、アの学校の授業における複製またはインターネット送信をする場合には、以下のような条件がある。
- (ア) 営利を目的としない教育機関であること
- (イ) 本人（教員又は児童生徒）の授業で使用する
- (ウ) 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーすること
- (エ) コピーは、授業で必要な限度内の部数であること
- (オ) その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- (カ) 既に公表された著作物であること

- と
- (キ) 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること
- これらはあくまで例外なので、適用には注意が必要である。
- 平成30年5月に公布された著作権法の一部を改正する法律では、第35条が以下のとおり改正され、令和2年4月に施行された。（改正箇所下線）
- 改正により、従前は複製と遠隔合同授業のための公衆送信のみであった第35条の対象に、その他全ての公衆送信と受信装置を用いた公の伝達を加えられることとなった。
- これにより、授業の過程において、予習・復習用の資料をメールで送信することや、オンデマンド授業で講義映像や資料を送信することが可能となった。

○著作権法

（学校その他の教育機関における複製等）

第三十五条

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

《参考・引用文献》

- ・『学校における教育活動と著作権』（令和5年度改定版）文化庁著作権課
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidoka/setsu/index.html>

6 学校図書館の活用

(1) 読書活動の意義

子供の読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものである。しかし、様々なメディアの発達・普及や子供の生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、「読書離れ」が指摘されて久しい。

このような状況から、子供が自主的に読書を行うことができる環境を整備することを目的として、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、翌平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が政府により策定された。三度の改定を経て、令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)」が策定され、おおむね、今後5年にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策が明らかにされた。

本県においても、平成15年に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定し、

様々な施策を実施してきた。二度の改定を経て、令和2年に、第三次計画期間中における成果や課題、子供の読書環境を取り巻く情勢の変化をふまえ、「千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)」を策定した。以下のように、読書活動の一層の推進を求めている。

小学生期・中学生期・高校生期においては、「朝の読書」や「読書週間」等を読書活動計画や年間指導計画に位置付け、全校をあげて読書機会を設定し、読書習慣の確立や読書指導の充実を図ることが必要である。また、教師やボランティアなどの大人、同学年、異学年など様々な交流による読み聞かせや児童生徒が相互に図書を紹介する活動、読書会やポップづくり、ブックトークなどの様々な読書活動の工夫をすることを大切である。さらに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一つとして、図書館資料を活用した授業を展開することも重要である。

本に触れるきっかけがあり、子どもと本の楽しさを共有する人がいて、手を伸ばすと好きな本や調べたい本がある。そのような環境が、本好きな子どもを育てる。「子どもと本をつなぐ」読書環境が大切である。

同時に、「子どもと本をつなぐ」ために、社会全体が連携して環境づくりを進めていくことが肝要で、人々が「子どもの本でつながる」ことで生まれる効果は、計り知れない。

《参考・引用文献》

- ・千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）千葉県教育委員会 令和2年2月
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律 文部科学省 平成13年12月
- ・（第五次）子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 文部科学省 令和5年3月

(2) 学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書活動の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、

児童生徒や教職員のニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

「主体的・対話的な学び」の充実に向けて、子どもたちが学びを深めるために必要な資料の選択や情報の収集、教員の授業づくりや教材準備等を支える学校図書館の役割に期待が高まっている。

(3) 学校図書館を利用する際の留意点

ア 学校図書館の活用方法及び読書指導については、司書教諭と事前に協議し、助言を受けるよう心掛ける。(平成15年度から、12学級以上の学校には、司書教諭を置くこととされた。)

イ 年間指導計画に基づき、各教科・領域において学校図書館を活用する。

ウ 学校図書館の使い方(図書の取り扱い方、図書の探し方、学校図書館内のマナー等)について、具体的に指導する。

エ 児童生徒の読書意欲を喚起するよう、読み聞かせやブックトーク等の取組を進んで行う。

オ 学校図書館の外部連携について知り、公立図書館から、または学校間での図書貸出や公立図書館の司書による読み聞かせなどを行いながら、充実した読書指導を行う。

7 環境に関すること

(1) 環境教育の意義

現在、地球環境を取り巻く状況が大きく変化しており、地球規模の環境問題の解決、持続可能な社会の構築、低炭素社会の実現等が求められている。そのために、学校における環境教育の重要性が高まっている。

国は、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を成立させ、その後、

平成23年6月15日に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として改正、公布し、平成24年10月1日に完全施行された。

この法律において『環境教育』とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義され、学校における環境教育の一層の推進が示されている。

また、学校教育に目を向けると、平成18年12月22日に公布・施行された教育基本法には、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定された。

さらに、改正された学校教育法においても、義務教育の目標の一つとして「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が位置付けられた。

千葉県でも、平成19年9月に「千葉県環境学習基本方針」を改定し、環境教育推進の方向性を示している。

(2) 環境教育のねらい

小・中・高・特別支援学校の学習指導要領の総則には、学校教育の基本と教育課程の役割として「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」と規定されている。

また、前述の千葉県環境学習基本方針において、環境教育がめざすものは、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり」と示されている。

単に知識の習得や理解で終わるのではなく、自ら行動できる人材を育てていくこと、つまり、人間と環境との関わりについて正しく理解し、責任を持って行動し、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することが教職員としての責務である。

(3) 環境教育の進め方

学校においては、「環境」という教科はない。そこで、教育活動の全体を通じて進めることになる。各学校の目標、めざす児童生徒像を踏まえたうえで、全教職員が環境教育にどのように取り組み、実践するかについて共通理解しておく必要がある。

さらに学年間・教科間での連携を積極的に図ることにより、効果がより高められる。

また、児童生徒の発達段階に配慮することが必要である。小学校低学年では、体験や感性が重要であり、学年が上がるにしたがい、課題発見とそれを解決する力、行動を通して思考・判断する力を高めるといように、重点となるねらいが変化する。

これらに加え、環境教育では、課題を発見し、取り組み、結果をふりかえる一連の過程を経て、様々な能力が身に付くよう指導計画を立てることが重要である。

課題発見の段階では、児童生徒の一人一人が環境問題を身近なものとしてとらえ、自ら解決しようとすることが重要である。そのためには、地域の身近な問題に目を向けた内容を取り上げ、身近な活動から学習を始めることが有効である。

また、環境問題は、日々の暮らしと深い関わりがあることから、住民、地域団体、事業者など地域の様々な主体と連携・協働して環境教育に取り組むことが

必要である。学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に活用できるように配慮することも大切である。

学校における環境教育の推進役である教職員には、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めることが求められる。国や県が実施する研修や講習、地域の環境保全活動等に積極的に参加することが望ましい。

(4) 環境教育の内容

環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱うが、平成24年6月に閣議決定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」において、環境教育に求められる要素として、以下のことが示された。

- ア 自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと
- イ 双方向型のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」こと
- ウ 人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- エ 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- オ 生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
- カ 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- キ いのちの大切さを学ぶこと

これらの内容を念頭に置いて指導計画を立てなければならない。

環境教育の目指すところは、学習指導要領における総合的な探究の時間の目標と重なる部分が多い。そのため、総合的な探

究の時間で扱うことが多くなると思われるが、各教科、道徳及び特別活動との関わりにも目を向けなければならない。

文部科学省のホームページには、「学習指導要領における環境教育の主な充実例」として、小・中・高等学校における各教科との関連を示している。

また、環境省と文部科学省の連携事業として運営されている、学校、先生、小中学生、高校生を対象とした環境教育実践のための情報サイト「ECO学習ライブラリー」(<https://www.eeel.go.jp/>)がある。

その他、以下のサイトが参考になると思われる。

- ・千葉県環境学習関連情報
<http://www.pref.chiba.lg.jp/cate/km/kankyoku/kankyougakushuu/index.html>
- ・子供のための環境学習情報サイト「集まれ！Green Friends」
<http://www.erca.go.jp/jfge/greenfriends/index.html>

8 ボランティアに関すること

(1) ボランティア活動の広がり

一般的に、「ボランティア活動」とは、自らの意志で行う社会貢献活動のことで、公共性、自発性、先駆性、無償性などがその特徴とされている。

なお、交通費や食費などの活動に伴う経費の実費支給や低額の謝礼を受け取る有償ボランティアという活動形態もある。

ボランティア活動は地域課題を解決し、地域を豊かにする活動であるとともに、ボランティア活動に参加することで、地域において自己の個性や能力を発揮し、人間関係を広げることができるほか、社会的・公共的な役割を果たすことによる充足感を得られるなど、自己実現を図る上でも大きな意義を持っている。

こうしたボランティア活動の重要性が広く認識されるようになったきっかけは、平成7年の阪神・淡路大震災であ

る。この際、被災者支援に多くのボランティアが活躍し、日本人の多くがボランティアに注目したことから、この年は「ボランティア元年」と呼ばれている。

近年では、東日本大震災をはじめとする大規模災害において、多くのボランティアによる支援活動が定着しているほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催された際には、ボランティアが大会の運営を支えるなど、その活動は広がりを見せている。

(2) ボランティア教育の実際

ア ボランティア教育のねらい

将来、ボランティア活動の担い手となる児童生徒にボランティア教育を実施するねらいについては、次のようにまとめることができる。

- (ア) 誰しもが他の人たちの役に立ちうる存在であることへの理解を深め、社会における人々の連帯感を醸成する。
- (イ) 社会への関心や公共心を、実践を通して身に付けることにより、豊かな人間性を育む。
- (ウ) 主体的に新たな社会の課題を発見し、好奇心あふれる探求を行い、創造的な提案やその課題克服に向けて取り組む態度を養う。
- (エ) 国際貢献、環境問題などへの青少年の関心を高める。

イ ボランティア活動の学校教育活動全体の中での位置付け

学校全体で取り組む場合は、ボランティア活動というよりも、ボランティア体験であると認識することが大切である。様々な学習体験を通して、ボランティア活動とは何か、どのように取り組むのかを考えさせ、充実感を味わわせ、ボランティア活動をするためのきっかけとしたい。

なお、平成10年度から、高等学校では継続的なボランティア活動が教育上有益と認められれば単位と認められるようになり、大学でも小・中学校の教員免許状取得のための介護等体験が義務付けられた。

(3) 学校でのボランティア活動の進め方

ア ボランティア活動の意味や在り方を考え、意図的に指導する。

例えば、募金活動などは、金額の多少に目が向きがちであるが、なぜ、その活動が行われるかを理解させるとともに、その使い道に目を向けさせ、具体的に知らせる工夫が必要である。

イ 積極的に評価する。

ボランティア活動の評価に関しては、賛否両論があるが、少なくとも、活動に携わっている児童生徒を他に紹介したり、賞揚したりすることやボランティア活動を受けた側からの感謝のメッセージの紹介は積極的に行うことが望まれる。

ウ 地域に目を向ける。

学校を取り巻く地域は、児童生徒にとって様々な体験の場である。そして、同時に、ボランティア活動の素材を数多く見いだすことができ、商店会・福祉団体等の関係団体・機関と協力連携できる事業が多々ある。学習に取り入れる場合は、学年主任や教頭等に十分な指導を受け、綿密な計画を立てることが必要である。

エ ボランティア活動に関する情報を児童生徒に提供する。

児童生徒の発達段階等に応じた適切な情報を提供することによって、児童生徒が自分の特性を生かした活動が選択できる力を培う。

オ 教職員自らが、ボランティア活動に関わるように努力する。

教職員が児童生徒とともにボランティア活動に取り組んでいる姿を見せることが大切である。

また、教職員は学校では職業人であっても、地域に帰れば家庭人・地域住民である。時間を工夫して、地域でのボランティア活動に参加することで人間的な幅を広げることも大切である。

(4) 青少年や成人を対象とした取組

千葉県教育委員会では、青少年や成人の体験活動やボランティア活動を推進するため、さわやかちば県民プラザに「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」を設置して、体験活動・ボランティア活動に関する情報の収集及び提供、相談、交流会を実施している。

また、さわやかちば県民プラザでは、以下の講座等を実施している。

- ・高校生を対象としたボランティアの意義を学び実践する講座
- ・小学生を対象としたボランティアコーディネーターによるボランティア体験講座（出前講座）